

# 経済対策臨時福祉給付金の受付について

平成28年9月の臨時福祉給付金に続いて、経済対策臨時福祉給付金が支給されます。これは消費税率の引上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、制度的な対応(軽減税率の導入)を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として給付金を支給するものです。対象となる方は、お早めにご手続きをされますようお願いいたします。

## 1. 支給対象となる方(平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者と同じ方です。)

平成28年1月1日時点で八百津町の住民基本台帳に登録されており、平成28年度の町県民税(均等割)が課税されていない方が支給の対象となります。ただし、次の場合は支給の対象外です。

- ・生活保護制度の被保護者となっている場合
  - ・支給対象者を扶養している方が課税されている場合(扶養している方が町外にみえる場合も含みます)
- 八百津町では、平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者(町県民税が非課税の方)に対し、非課税のお知らせとともに、経済対策臨時福祉給付金の申請書を送付させていただきます。

## 2. 支給額

支給対象者1人につき **15,000円** ※支給は1回限りです。

## 3. 申請期間

**3月17日(金)～7月31日(月)**

※申請期限を過ぎると支給できなくなりますので、お早めにご手続きを済ませてください。

## 4. 申請に必要な添付書類

①本人確認書類 ※必ず対象者全員分の本人確認書類をご用意ください。

ただし、平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)の支給を受けられた方は、添付書類が必要ありません。

### 【1種類で良いもの】

免許証・パスポート・身体障害者手帳・在留カード・個人番号カードなど、官公庁が発行した写真付きの証明書

### 【2種類が必要なもの】

- ア 健康保険証・年金手帳・年金証書・地方公共団体が発行した医療受給者証など
- イ その他本人が確認出来る書類(病院の診察券など)
- ※ アの書類を2種類かア・イの書類をそれぞれ1種類ずつ提示していただく必要があります。

②振込先金融機関確認書類 (申請書に印字してある金融機関口座を希望される場合は不要です)

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳またはキャッシュカード ※「臨時福祉給付金申請書」に記載の「1.申請・受給者」または「5.代理人」名義の口座に限ります。

③扶養者の非課税証明書 (一部の方のみ添付が必要)

町外のご親族(非課税者)に扶養されている方などは、扶養者の非課税証明が必要になります。

□お問い合わせ 役場1階 町民課 ☎43-2111(内線2111) および 役場各出張所

町外のご親族(課税者)に扶養されていたりして対象にならない場合があるよ。  
自分が臨時福祉給付金の対象となるのか、よ〜くカクニンジャ！  
対象にならない場合もあります。



イメージキャラクター  
カクニンジャ